

阪神水道企業団内部統制基本方針

地方自治法第160条において準用する同法第150条第2項の規定に基づき、阪神水道企業団内部統制基本方針を次のように定めます。

今後は、この基本方針に基づき、内部統制体制を整備し、運用してまいります。

1 目的

内部統制の目的は、次のとおりとします。

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の目的や達成度などを評価するとともに、プロセスの可視化を進め、業務を効率的かつ効果的に遂行します。

(2) 報告の信頼性の確保

会計事務等のプロセスにおけるルールの適正な運用に努め、財務情報（予算、決算等）や事業計画等の信頼性を確保します。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

法令遵守による適正な業務の遂行、服務規律の徹底、情報の適正な管理など、職員が法令等を遵守して適正に業務を執行する体制を確保します。

(4) 資産の保全

企業団が保有する資産の把握や適正な管理を行い、公有財産の利活用や処分等を推進します。

2 対象とする事務

(1) 地方自治法第150条第2項第1号に規定された事務（財務に関する事務）

(2) その他企業長が必要と認める事務

3 内部統制の有効性の確保

内部統制を有效地に機能させるため、次の取組を行います。

(1) 内部統制の推進体制

企業長を最高責任者とし、内部統制を有效地に機能させるための全庁的な推進体制を構築・運用します。

(2) 内部統制の評価及び公表

内部統制の整備及び運用状況について毎年度評価し、その結果を公表します。

(3) 内部統制の見直し

内部統制に関する評価結果、監査委員や企業団議会からの意見等を踏まえ、必要に応じて、見直しを実施します。

令和7年9月1日
阪神水道企業団企業長 吉田 延雄